

最高裁判所は「外国人は、生活保護法の対象外」と判断しました

さまざまな理由で生活保護を受けざるを得ない人にとっては酷な判断です。でも、生活保護を受けず、生活保護の支給額以下のお金で必死に生きている人が多くいることを知ってください。自分をもう一度見直してください。



1954年から、外国人への生活保護費の支給が、定住・永住資格を持つ人や難民認定された人のために、人道上の観点から自治体の裁量で行われてきました。

ところが昨年7月、永住資格を持つ大分県の中国籍の女性が、「日本に暮らす外国人が生活に困った場合、法的に生活保護の対象になるかどうか」と起こした裁判で、「**生活保護費の対象は日本国民だけ**」と判断が示されました。

これに対して、「今回の最高裁判所判決はあくまで、法律の解釈を示したもので、自治体が裁量で行っている外国人への生活保護に、すぐには影響を及ぼさない」という意見と、「行政が、困っている外国人を『お恵み』で助けているのが現状なので、政策次第で支給が打ち切られる危険性がある」と言う人もいます。外国人への生活保護支給は、これから先どうなるかわからないという意味です。

脅かすつもりはありませんが、「自分の生活は自分で守らなければいけない」と伝えたいのです。

日本には「転ばぬ先の杖」という諺があります。年を取って困らないように、若いうちに一生懸命働いて、お金を貯めておいたほうが良いという意味です。また「ちりも積もれば山となる」という諺もあります。毎日少しずつでも節約して貯めておくと、いつかは大金になる。持っているお金を全部使わずに、いざという時のために貯金しておきましょう。「困れば誰かが何とかしてくれる」という考えは危険です。「自分のことは自分で」が日本で暮らす基本です。

また現在、生活保護費受給者の中には仕事もせずお酒やたばこにおぼれている人がいます。今すぐ、近くの日本語教室に通って日本語を勉強し、仕事を探しましょう。子どもは親を見て育ちます。懸命に生きる姿を子どもに見せてください。

また、生活保護費の中から母国に送金している人がいますが、これは禁止されています。その場合、生活保護費支給は停止されます。生活保護費は皆が納めた税金から支出されています。自分で働いたお金を送金しましょう。

そして、問題が大きくなる前に FICEC に相談に来てください。みんなで知恵をしばり、生活困窮者自立支援制度などの方法を考えましょう。

自転車の交通違反にも、厳しい罰則！！ 6月より実施（予定）

警視庁は、年々増加する自転車事故に対して、自転車を運転するときの「危険行為」として14の行為を決めました。14の危険行為で3年以内に2回以上検挙された時は、安全講習の受講が義務づけられることになりました。講習を受けなかった場合は、5万円以下の罰金が科せられる事になります。自転車運転と軽く見ないで、交通ルールをしっかりと守り日本滞在に傷がつかぬよう気を付けてください。



歩行者専用標識

■覚えておこう！！ 罰則が科せられる自転車の「危険行為14」

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1、信号無視 2、酒酔い運転 3、一時停止の標識無視 4、ブレーキがないなど整備不良の自転車の運転 5、スマートフォンを操作しながらの運転で事故を起こしたとき 6、車の通行が禁止された道を走ったとき 7、歩行者専用の道路を通行したとき 8、自転車の通行が認められていない歩道を通行したとき 9、歩道がなく車道の端に書かれた歩行のための帯状の部分「路側帯」を歩行者の邪魔になるような速度や方法で通行したとき | <ol style="list-style-type: none"> 10、信号機のない交差点で左から走ってくる車など進行が優先されている車を妨害したとき 11、交差点で右折するとき、直進や左折の車の進行を妨げたとき 12、自転車通行ができる歩道でも、歩行者の通行を妨げたとき 13、踏切が閉まっているときに無視して渡ったとき 14、信号機がない丸い形の「環状交差点」で円形の部分の車の通行を邪魔したとき |
|--|---|

コサージュ作りに参加しませんか

- 日 時 2月25日（水）13時より
- 場 所 ふじみの国際交流センター
- 費 用 800円
- 用 具 新聞紙 はさみ
お祝い事などのとき、洋服を華やかに、美しくひきたてるコサージュ。



FICEC サロンの2月イベントは、世界でたった一つ、あなただけのコサージュ作りです。作り方は簡単ですが、あなたのセンスが生かせる素敵な花飾り。

もうお出かけで悩むことはありません。あなたの演出するコサージュで決めていきましょう。

まだ心配！ ノロウイルスにご注意

ノロウイルスによる食中毒は、冬に多発します。今年も各地で発生が報告されていますので気を緩めないで、感染を防いでください。感染すると1～2日の潜伏期間ののち、下痢、おう吐、腹痛などの症状が現れます。

★感染を防ぐには、次の点に注意してまだ寒い冬の残りを乗り越えてください。

- ・調理前、食事前、トイレ後には手洗いを十分に行ってください
- ・調理器具は十分な加熱処理をしましょう
- ・食品は中心部まで加熱処理をしましょう